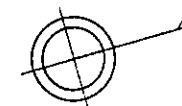


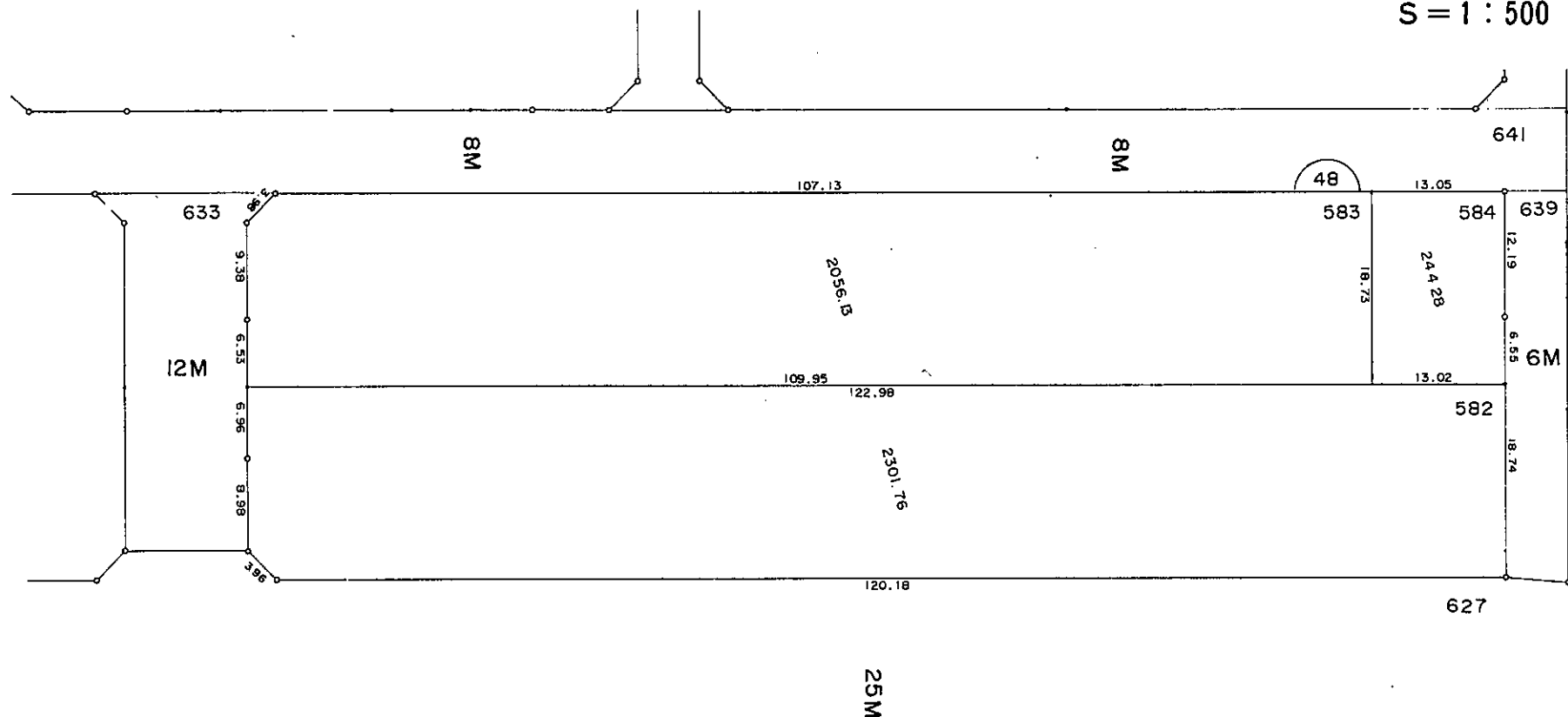
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 582 番地～584 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



凡 例	
-----	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

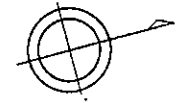
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

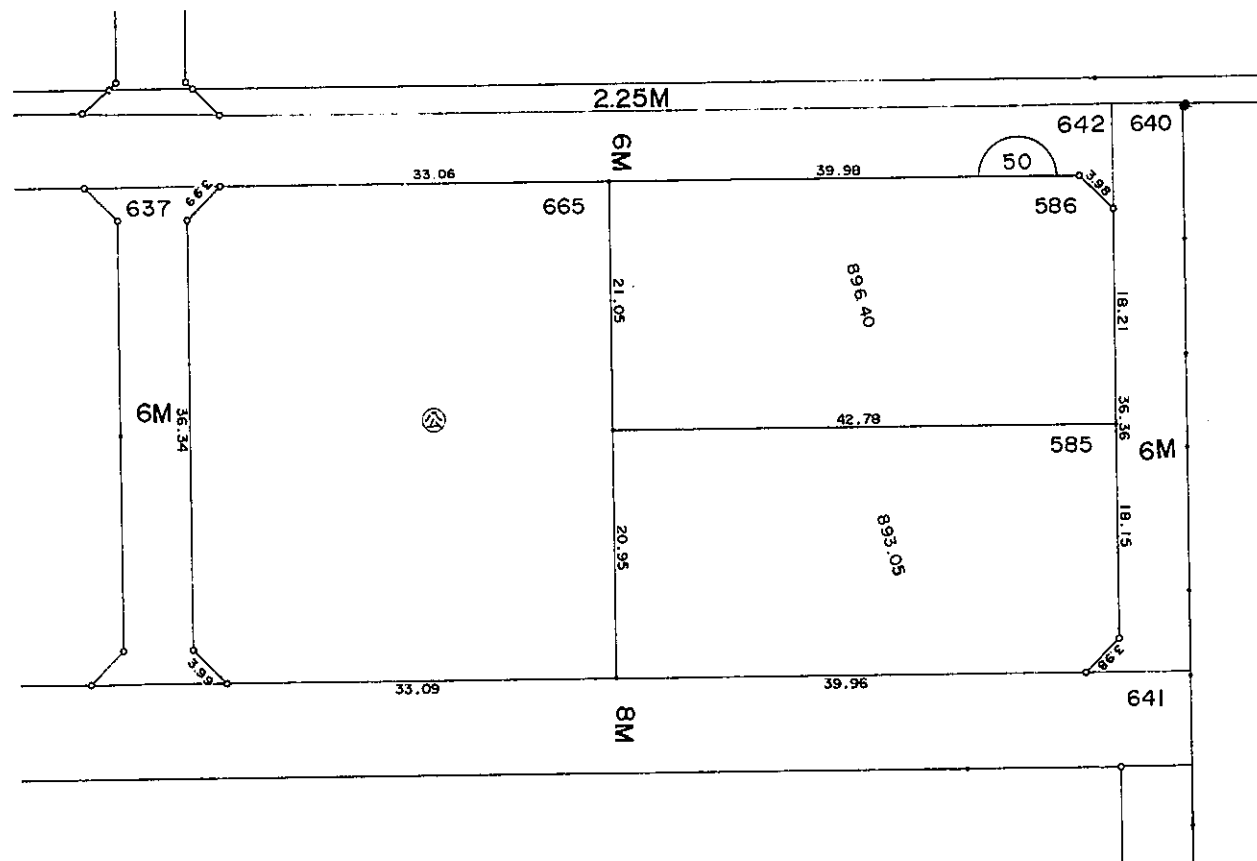
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 585 番地～586 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
5 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

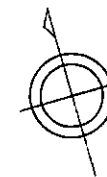
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

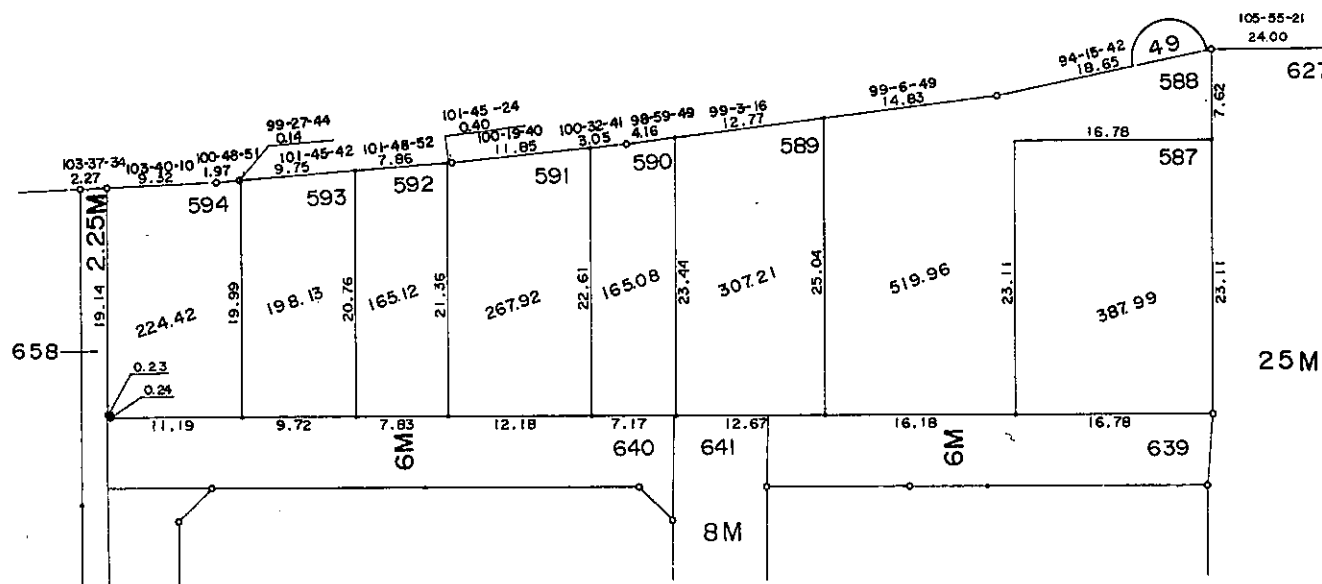
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 587 番地～ 594 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。



S = 1 : 500



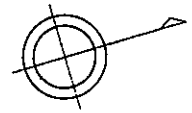
凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

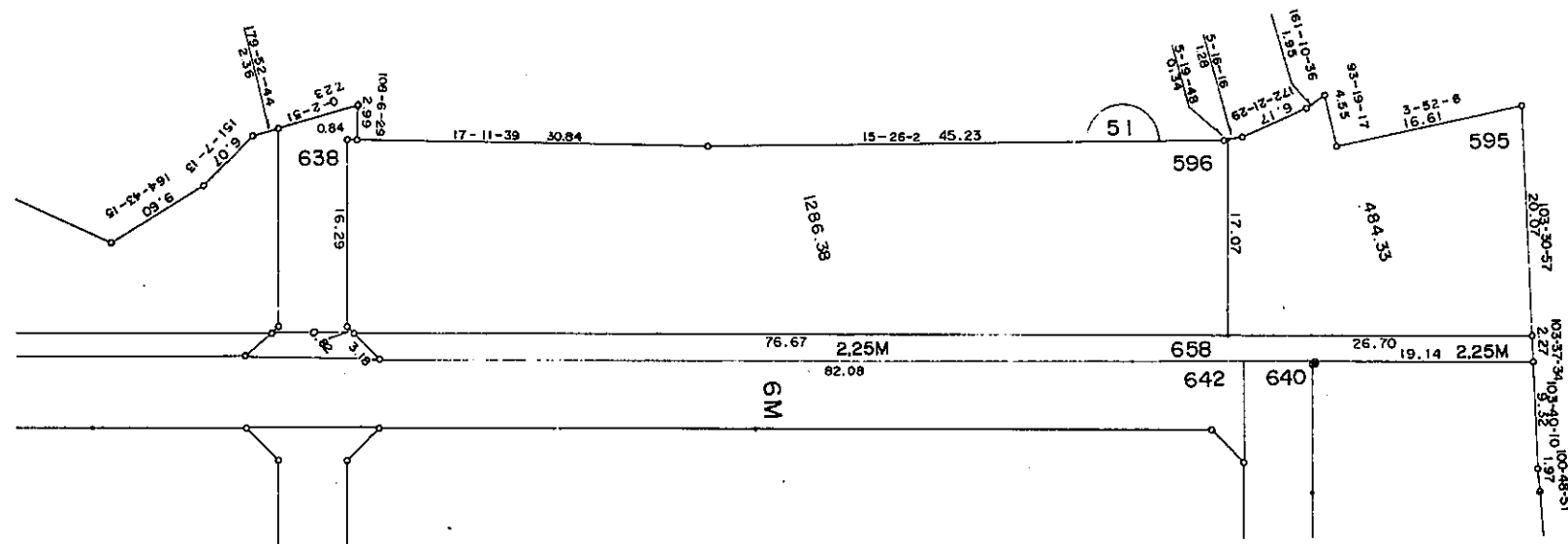
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 595 番地～596 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



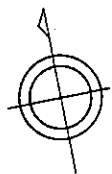
凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



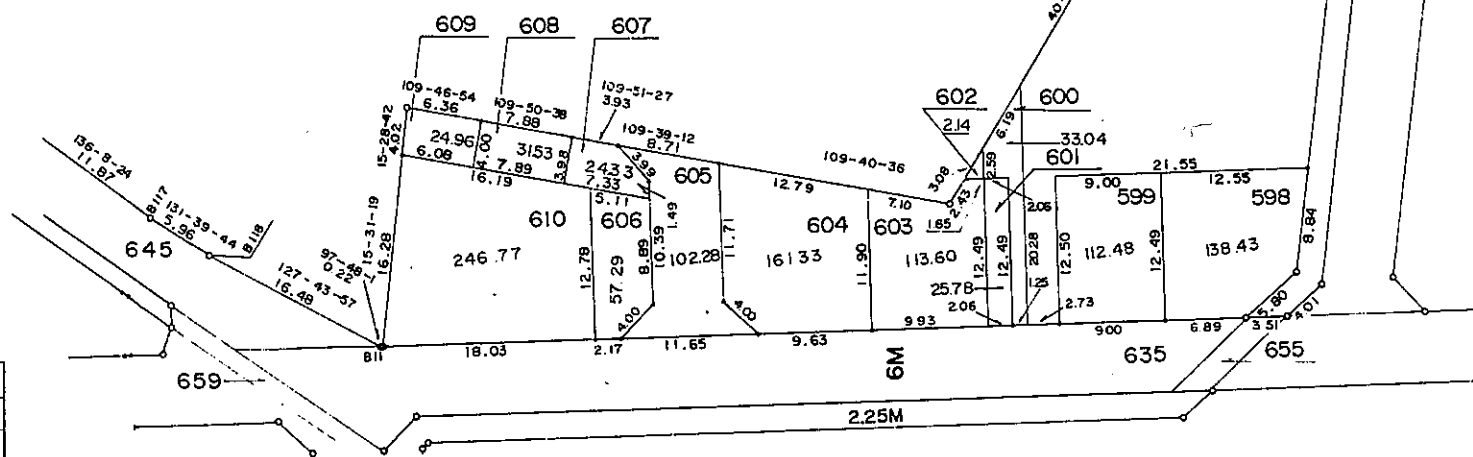
S = 1 : 500

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 597 番地 ~ 610 番地)

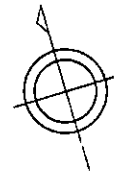
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

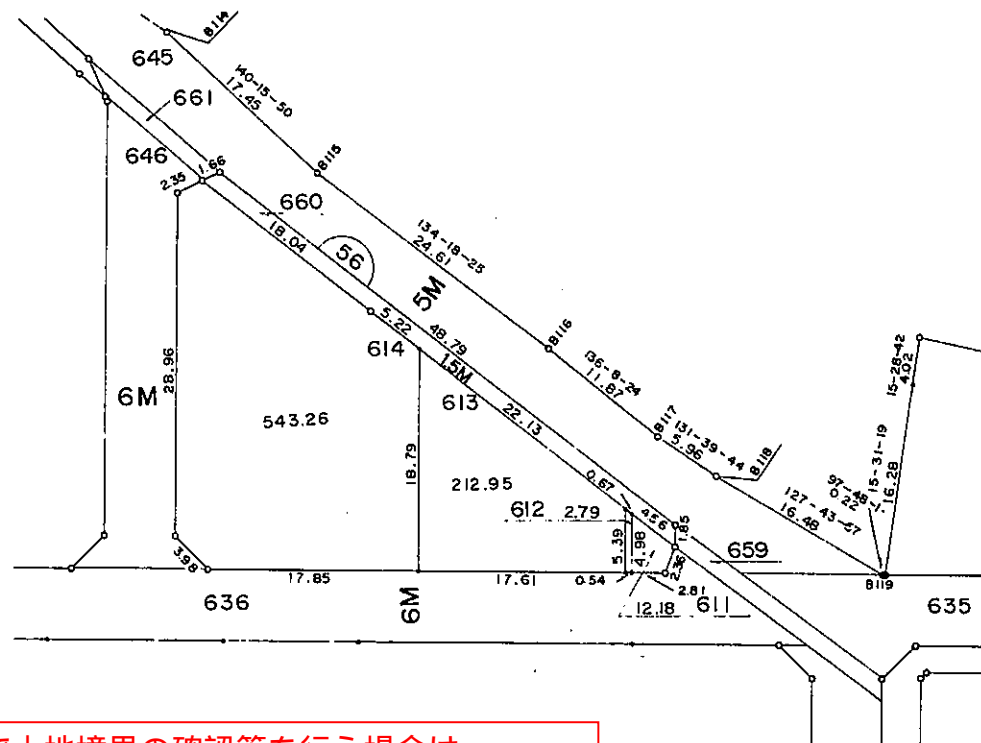


凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

灘南部土地区画整理事業 画地確定図 (白浜町宇佐崎中二丁目 611 番地～ 614 番地)



S = 1 : 500



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

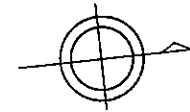
現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

凡 例	
———	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

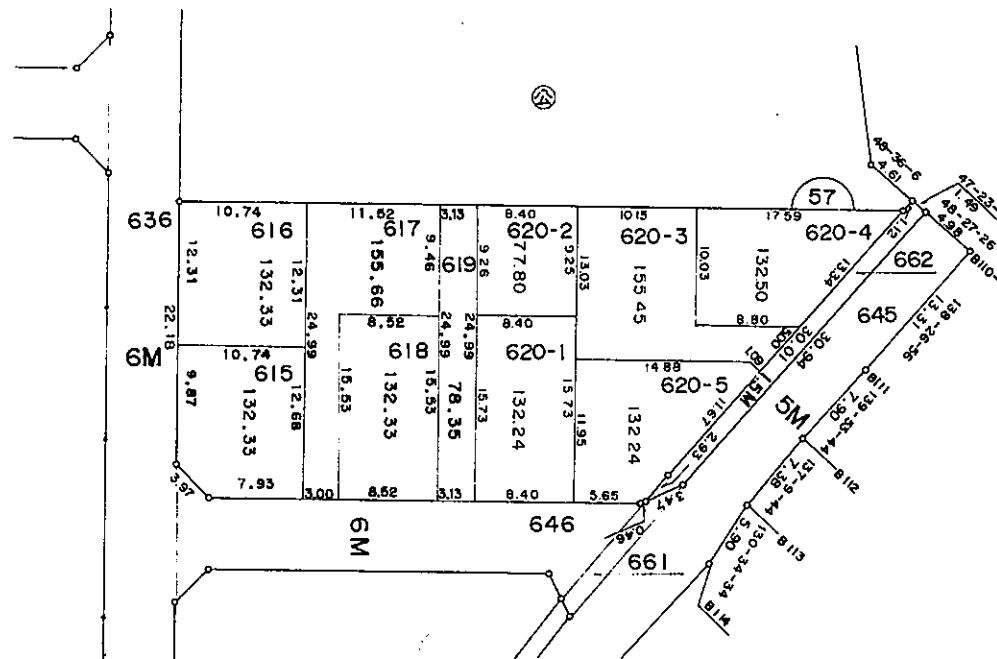
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎中二丁目 615 番地～620-5番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

S = 1 : 500

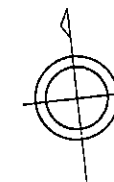


凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

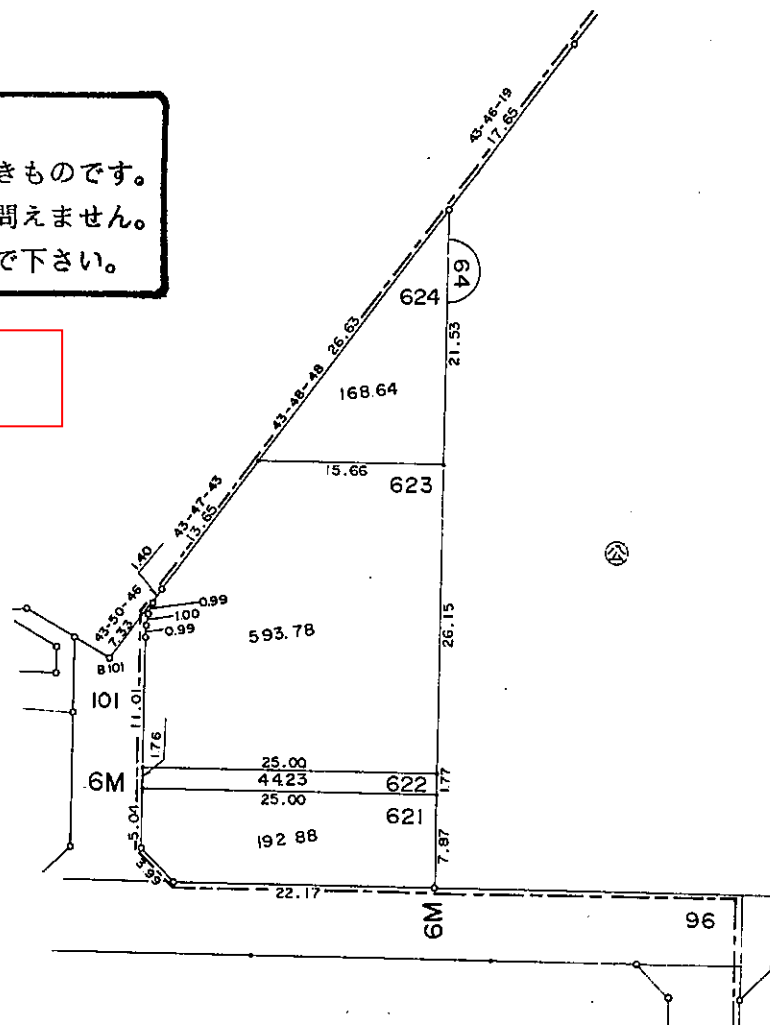
(白浜町宇佐崎中二丁目 621 番地～624 番地)



S = 1 : 500

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



凡 例			
町	丁	界	
77-1	地	番	
123	面	積	
6 M	街	路	巾 員